

資源管理基本方針別紙2—1 くろまぐろ（小型魚）新旧対照表（11月19日更新）

※「第11回くろまぐろ部会【資料6】」からの変更箇所は、見え消し線と黄色ハイライト部分

変更後	変更前
(別紙2—1 くろまぐろ（小型魚）) 第1（略） 第2 管理年度 大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで <u>都道府県</u> 4月1日から翌年3月末日まで 第3～第5（略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準</u> <u>令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いることを基本として配分するものとする。</u> <u>ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、同一の大臣管理区分、又は都道府県の令和6管理年度の当初の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（4に基づき行う過去の超過分の差し引きや、くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能数量の振替の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。）を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。</u>	(別紙2—1 くろまぐろ（小型魚）) 第1（略） 第2 管理年度 大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで <u>知事管理区分</u> 4月1日から翌年3月末日まで 第3～第5（略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保</u> <u>国の留保は、漁獲可能量の15パーセントを超えない数量とする。</u> <u>都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。</u>

(削る。)

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量(4に基づき行う過去の超過分の差し引きや、くろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への漁獲可能数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。)を下回る都道府県にあっては都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

その上で、都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑤に掲げる上乗せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整するものとする。

これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。

(当初に上乗せするもの)

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が1トン未満となる都道府県に対して上乗せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分①の上乗せ後の数量が少ない都道府県に対して上乗せするもの
- ③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差し引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、WCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

当する都道府県に対し基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分②までの上乗せ後の数量に上乗せするもの

(管理年度中に追加配分するもの)

- ④ 管理年度中の都道府県別漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑤ 国全体の漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの

(削る。)

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

- (1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。
- (2) 都道府県の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F Cで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乗せして配分することができる。

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

- (1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセント (W C P F Cで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率)とする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。
- (2) 知事管理区分の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセント (W C P F Cで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率)とする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保

繰り越すこととする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について <u>国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。</u> 第7 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>令和6年(2024年)のWCPFC北小委員会等において、小型魚の増枠後も0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をWCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。</u> 第9 (略)	の総量は、WCPFCで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。 第7 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>該当なし。</u> 第9 (略)
---	---